

令和6年度八尾市立中学校における部活動改革に向けた実証事業及び調査提案業務
委託事業者選定基準

1. 選定方法

- (1) 審査対象となった提案について、「2. 評価基準」に基づき、八尾市立中学校における休日の運動部活動の地域移行に向けた実証事業業務委託事業者選定委員会設置要綱により審査を行い、評価項目①～⑤の合計を「提案点」、評価項目⑥を「価格点」として算出するものとする。また、各委員の提案点と価格点の合計点数を「評価点数」として算出し、各委員の評価点数の合計点を「総合評価点数」とする。
- (2) 「評価点数」は各委員の持ち点を100点として、内訳は「提案点80点」、「価格点20点」とする。
- (3) 提案者が4者以上ある場合は、評価項目①～⑥について書類審査を実施し、その合計点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とする。
- (4) 審査はプレゼンテーションの内容も踏まえて総合的に評価を行い、優先交渉権者を選定する。
- (5) 総合評価点数の同じ者が2者以上あるときは、提案点の高い者を優先交渉権者として選定する。
なお、提案点も同じ場合は、当該同順位者について再度提案評価点の採点を行い、優先交渉権者を選定する。
- (6) 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議に入ることとする。ただし、総合評価点数が各委員持ち点の総合計の6割を超えた者に限る。
- (7) 提案者が1者であっても審査を実施し、総合評価点数が各委員持ち点の総合計の6割を超えた場合、その者を優先交渉権者として選定する。
- (8) 提案者の総合評価点が6割に達しなかった場合、再募集とする。

2. 評価基準

事業者が作成した提案書、プレゼンテーション及び経費見積書に基づき選定委員は下記により採点する。記載がない項目は0点とし、経費見積書の金額が予算額の上限を超えている場合は失格とする。

(1) 採点のめやす

採点は、以下のとおり5段階とし、評価項目ごとの掛率で配点する。

非常に 優れている	優れている	標準である	劣っている	非常に 劣っている
5	4	3	2	1

(2) 評価項目と配点

項目	評価の視点	配点
①事業目的の理解度、実現性、業務遂行の姿勢	A. 本市の部活動等のあり方に関する方針等の趣旨を踏まえ、部活動の意義や本事業の目的を理解し、工夫を凝らした提案がなされているか。	10
	B. 本市が文化部活動を含めた部活動改革を推進するにあたり、持続可能な制度構築に向けて、実現性のある具体的な手法が示されているか。	20
	C. 仕様書に定めるもの以外にも創意工夫を凝らした提案がされている等、業務に対する熱意があるか。	10
②業務実績	事業者として、同種業務、類似業務の実績があるか。 (対象期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)	10
③業務実施体制	A. 統括責任者に、業務遂行に必要な実績、能力はあるか。	5
	B. 本業務を遂行するに当たり、十分な要員を確保でき、指導者への研修や連携等、業務を着実に遂行できる体制及び役割分担が示されているか。	5
	C. 指導者の雇用形態・賃金・健康管理・保険加入等が明確に示されているか、またサービス状況の把握等の方法が適切か。	5
	D. 保護者及び学校との連絡・連携体制が適切か。	5
④提案内容の実現性	スケジュール等が適切であるなど、仕様書に基づいて業務内容を的確に把握した、計画性・実施手順の妥当性のある提案となっているか。	5
⑤安全管理、緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護及び管理等、適切な法令順守の方針と方策が示されているか。 ・事故や怪我への対応、配慮を要する生徒への対応、使用する施設・物品の管理等が適切か。 ・不適切な指導等の防止に対する方策がとられているか。 ・指導者の急な欠員が出た場合の対応が適切か。 	5
⑥経費	経費見積書について【見積書審査基準】により審査	20
合計		100

【見積書審査基準】

提案者のうち、最低見積金額を提示した者は、20点とする。

2位以下については、下記の演算式によるものとする。

(【提案者中最低見積額／各者見積額】×20点 少数点以下は切り捨て)